

# 令和8年度以降の個別避難計画 作成の取組方針について

令和7年12月16日(火)  
総務部 危機・防災対策課  
個別避難計画作成推進室

- 1 個別避難計画とは……………3頁**
- 2 個別避難計画作成の現状について…5頁**
- 3 令和8年度以降の取組方針について..7頁**

# 1 個別避難計画とは

個別避難計画とは、災害時の避難に支援が必要な方（避難行動要支援者※）一人ひとりについて、災害が発生した際にスムーズに避難支援を行えるよう、主に以下の3点についてあらかじめ決めておく避難のための計画

- ①どこに避難するか（避難先）
- ②誰が避難を支援するか（避難支援実施者）
- ③どのように避難するか（避難方法（手段））

※避難行動要支援者とは

「自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者」

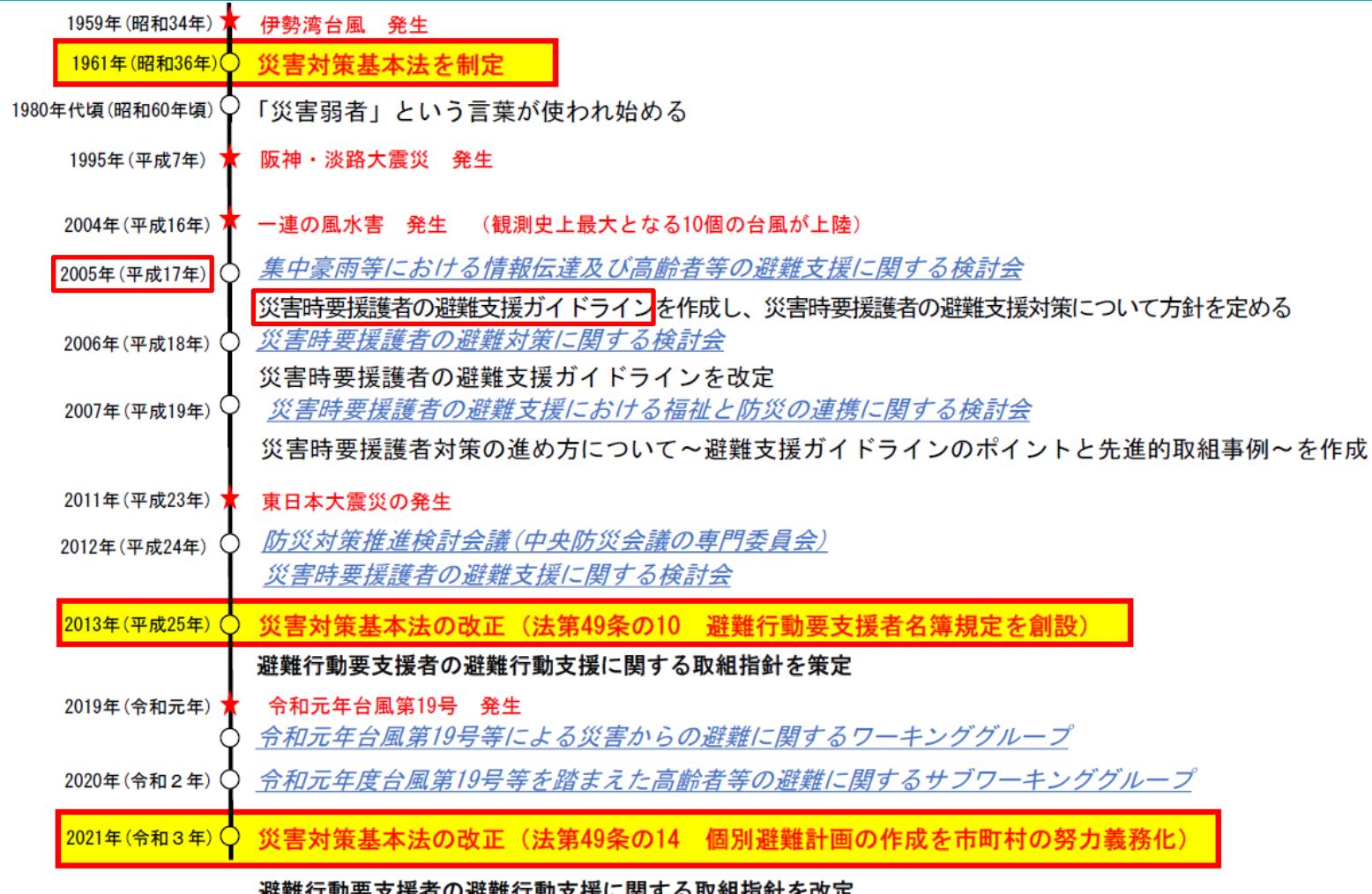
本市の「避難行動要支援者名簿」に掲載された約1万人の市民。

【名簿への掲載対象となる方】  
施設等に入所していない方で下記に該当する方

- ①介護保険における要介護3・4・5の認定者
- ②身体障害者手帳の1級・2級の所持者
- ③療育手帳のA1・A2の所持者
- ④小児慢性特定疾病及び特定医療費（指定難病）受給者のうち、寝たきり及び人工呼吸器、吸引器、酸素濃縮器の利用者
- ⑤民生委員が把握している高齢者等のうち、避難行動に支援が必要と判断された方
- ⑥上記以外に避難に支援が必要で、名簿登録を希望する方で、市長が認めるもの

# 1 個別避難計画とは

## ◇避難行動要支援者の避難行動支援に関する制度的な流れ◇



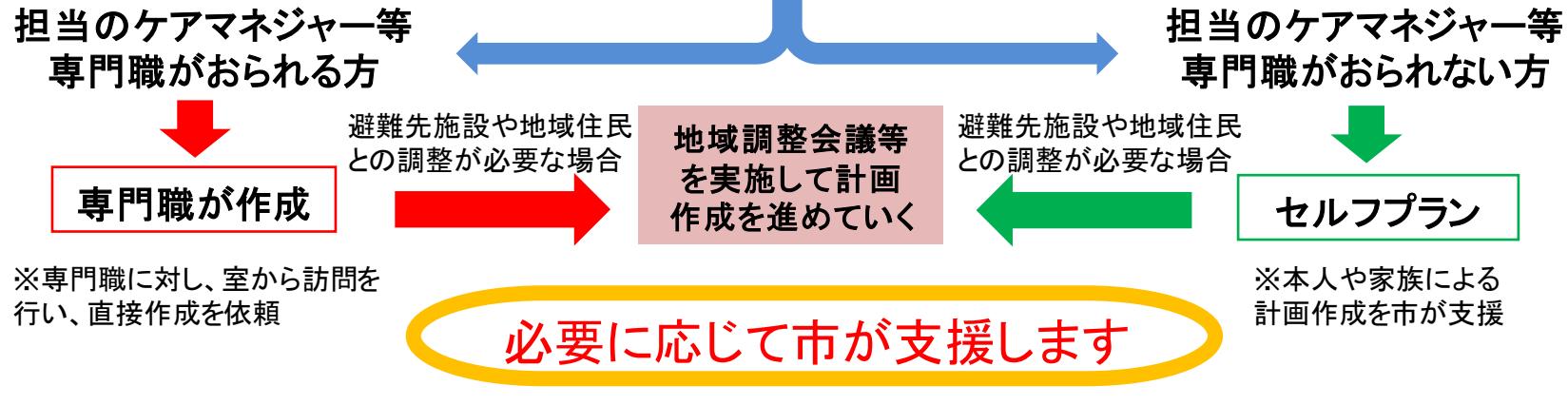
(内閣府HP)

## 2 個別避難計画作成の現状について

災害対策基本法(第49条の14第1項)による計画作成対象者  
 ※避難行動要支援者(約1万人)



内閣府の取組指針より、計画作成優先度の高い対象者をハザードリスクで特定(医療ケースは除く)  
**土砂災害(特別)警戒区域**  
**大河川(瀬田川・大戸川・草津川)の浸水想定区域(想定浸水深0.5m以上)**  
 上記区域に居住される方に計画作成についての同意確認文書の発送



## 2 個別避難計画作成の現状について

### 【個別避難計画作成実績】

年度	対象者	同意者	同意率 (終了者を除く)	室(専門職、セルフ)	保健予防課 (指定難病)	母子保健課 (小児慢性 特定疾病)	総合計
R3 (モデル)				2	1	0	3
R4	718	147	36%	14(7、7)	13	8	35
R5				138(114、24)	25	5	168
R6	257	75	39%	46(32、14)	25	14	85
R6 (未返送者 再送付分)	231	39	22%	29(13、16)			29
R7(9月末現在)	151	45	45%	27(13、14)	2	3	32
R7 (未返送者 再送付分)	101	14	16%				
合計				256	66	30	352

- ・令和6年度からは、個別避難計画に係る内容の出前講座のメニューを新設したほか、市民等への制度周知や計画作成の同意率向上に努めています。
- ・さらに、これまで同意確認文書を送付して未返送であった方に対しても、再度、同意確認文書を送付するほか、福祉専門職に対して、計画書の記載内容に変更がないか確認していただくよう呼びかけを行っています。

### 3 令和8年度以降の取組方針について

#### 【取組方針検討の背景】

令和3年5月改定

「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(内閣府防災)

↓抜粋

個別避難計画の作成に当たっては、市町村の限られた体制の中で、できるだけ早期に作成されるよう、優先度が高い方から作成することが適当であり、優先度が高いと市町村が判断した者について、地域の実情を踏まえながら、改正法施行後からおおむね5年程度で取り組んでいただきたい。



上記の指針に基づき、令和7年度までは避難行動要支援者名簿登載者(約1万名)のうち、下記の条件あてはまる方を対象に作成を進めております。

- ・土砂災害(特別)警戒区域
- ・大河川(瀬田川・大戸川・草津川)の浸水想定区域(想定浸水深0.5m以上)

本市が優先度が高いと判断した方(優先作成対象者)への取組は一定、完了していることから、法改正から5年が経過する令和8年度に向けて、次の段階の新たな取組の方針を検討することといたしました。

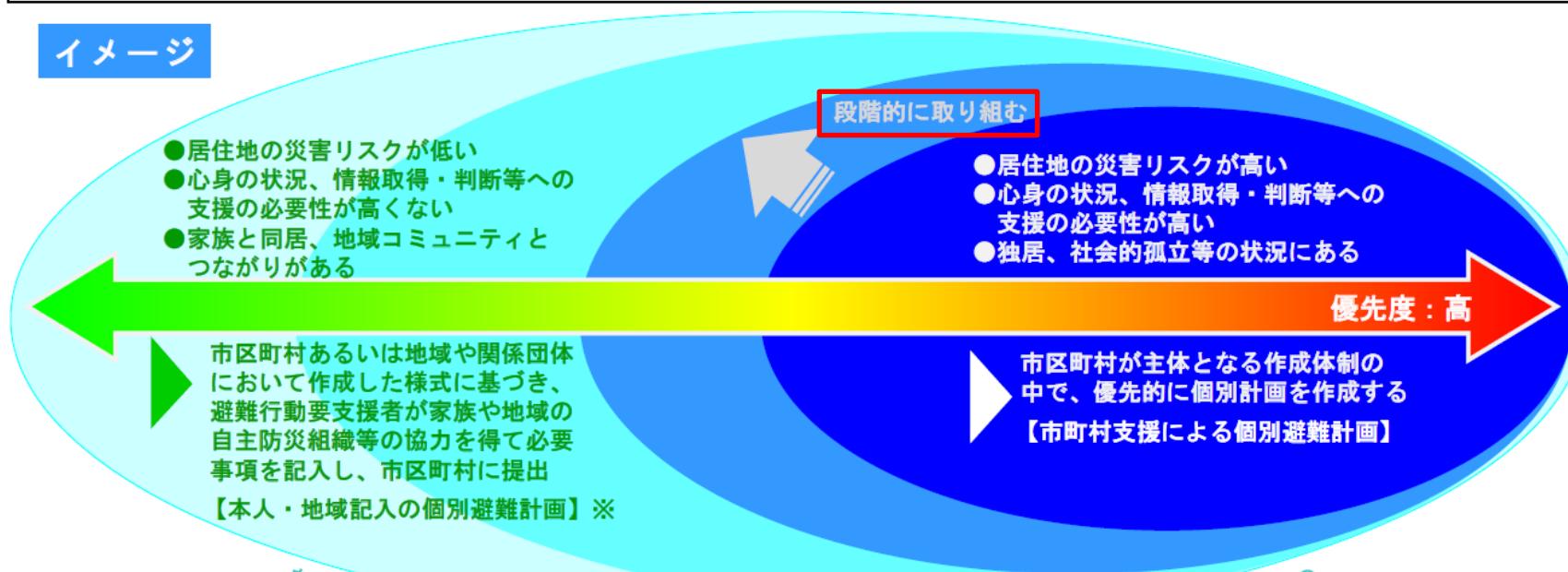
# 3 令和8年度以降の取組方針について

## 優先度を踏まえた個別避難計画の策定

- 市町村の限られた体制の中で、できるだけ早期に避難行動要支援者に対し、計画が作成されるよう、優先度が高い者から個別避難計画を作成することが適当であり、市町村が必要に応じて作成の優先度を判断する際には、次のようなことが挙げられる。
  - ・地域におけるハザードの状況※
  - ・当事者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度
  - ・独居等の居住実態、社会的孤立の状況
- 他方、各市町村の限られた体制の中でできるだけ早期に避難行動要支援者全体に計画が作成されるようにするためには、市町村が作成する個別避難計画として、①市町村が優先的に支援する計画づくりと並行して、②本人や、本人の状況によっては、家族や地域において防災活動を行う自主防災組織等が記入する計画【本人・地域記入の個別避難計画】づくりを進めることが適当である。

※浸水想定区域（水防法）、津波浸水想定、津波災害警戒区域、津波災害特別警戒区域（津波防災地域づくり法）、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）、噴火に伴う火山現象による影響範囲（活動火山対策特別措置法（基本指針）に基づく火山災害警戒区域）等

### イメージ



※本人の状況によっては、本人の家族や自主防災組織等が記入する場合も含まれる。

自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要するもの  
避難行動要支援者名簿

### 3 令和8年度以降の取組方針について

#### ■今後の取組方針案について

次の段階の取組として、令和3年の水防法改正に伴い令和7年度末に滋賀県が公表を予定するハザードエリア拡大（これまでの大河川の浸水想定区域に中小河川が加わる）に合わせて、令和8年度以降、優先作成対象者の範囲を拡大（対象者 約700人→約2,000人 **ハイリスク**）することとし、これまでの取組に加えて、新たに対象となる約1,300人の計画作成に取り組むこととします。

保健予防課及び母子保健課については、これまでどおりハザードリスクに関わらず、計画作成の同意がとれた方から順次、計画作成に取り組みます。**ハイリスク**

優先作成対象者以外の方（約8,000人 **ローリスク**）については、優先作成対象者の新たな取組が軌道に乗った後に、取組方針を改めて検討することとします。

新たな取組は、令和8年度からの新たなハザードマップの更新に合わせて、順次行う予定とします。